

2024.4.23

堂込まきこ組織内参議院議員、財政金融委員会で質疑！

食事手当の非課税限度額(3,500円)の 引き上げを求めました！



<https://youtu.be/ou0FSaFnSrU>

発言抜粋

「食事手当の非課税限度額(3,500円)の引き上げについて」



●堂込まきこ

- ・食事手当の非課税限度額は昭和59年に設定されて以来、今日まで一度も改定されていません。物価が上昇する中で、限度額の見直しを求める声を多くいただいています。現状を調査した上で、非課税限度額の引上げを検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか？

●国税庁

- ・非課税額の取り扱いについては、食事に関する物価動向のほか、企業から従業員への食事支給の実態等も考慮しながら判断することが適切と考えています。
- ・一般に、社員食堂のある企業は大企業を中心とした一部の企業に限られて

おり、また、金銭で食事手当が支給されており、給与課税されている方々も多いという実態もあります。

- ・こうした実態を踏まえ、対象とならない方々との課税上の公平性の観点にも留意し、総合的に判断していく必要があると考えています。

●堂込まきこ

- ・現在、企業の人材採用競争の中で、福利厚生として食事手当を手厚くする企業もたくさんみえますので、そのあたりの調査も改めてしていただければと思います。

※食事手当

従業員が食事価額の半額以上を負担し、かつ、企業の負担額が月額3,500円(税別)以下の場合の食事手当については、企業は福利厚生費として計上が可能で非課税となる。